

社援発 0131 第 2 号
平成 30 年 1 月 31 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

平成 29 年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 1 日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 11 号）において、自殺対策強化月間を 3 月とし、国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものと新たに規定されました。また、新たな自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。

このため、厚生労働省では、別添のとおり平成 29 年度「自殺対策強化月間」実施要綱を作成し、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに啓発活動及び支援策を強力に推進することとしています。

つきましては、貴省庁におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施や各種相談支援等の取組の推進を図るとともに、貴管下の関係機関、関係団体等に対し、積極的に周知、指導していただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話：03-5253-1111（内線 2840, 2838）

担当者：鶴見、伊藤

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp